

平成 30 年度 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会

第 2 回 会 議 会 議 録

◇ 日 時 平成 30 年 9 月 20 日（木） 13：30～15：43

◇ 会 場 県庁 1001 会議室

◇ 出席委員

委員長 高橋和

委 員 尾形律子、小口裕之、清野洋輔、中鉢美佳、山上絵美

（欠席：田中達彦、三木潤一）

〈五十音順、敬称略〉

1 開 会

（事務局）

ただ今より、「平成 30 年度山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」の第 2 回会議を開催いたします。

はじめに、大森総務部長より御挨拶を申し上げます。

2 挨 拶

（大森総務部長）

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、県行政支出点検・行政改革推進委員会第 2 回会議に御出席いただきありがとうございます。

本日は、2 点用意させていただいております。一つは「事務事業評価」でございます。前回に引き続きまして、本日は観光文化スポーツ部以下四つの部局の七つの事業について、各部局の内部評価結果を御確認いただいた後、これに対して外部からの目線で御意見を賜れればと思います。二つ目は「情報公開提供の検証・見直しについて」でございます。昨年 11 月に通称「見える化委員会」という外部有識者からなる委員会を設置し、情報公開、文書管理をはじめとする 11 のテーマについて議論を進めてまいりまして、昨日 6 回目の委員会を開催し、報告書を取りまとめています。この報告をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、本日も忌憚のない御意見を賜れればと思います。どうぞよろしく申し上げます。

3 議 事

（事務局）

それでは議事に入ります。議事につきましては高橋委員長に議長をお願いいたします。

(高橋委員長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。

議事(1)は事務事業評価(事業レベルのPDCA)になりますが、前回の委員会において、田中委員から、「事業の内部評価を、外部機関としてチェックすることが大切ではないか」との意見があったところです。前回審議いただいた結果も踏まえまして、今回は、特に内部評価に関する部分に焦点を絞って意見・質問をいただく形で進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様はよろしくをお願いします。

それでは最初に、「観光文化スポーツ部」の「東京オリンピック・パラリンピック地域活性化推進事業費」及び「バリアフリー観光推進事業費」について、説明をお願いします。

◇東京オリンピック・パラリンピック地域活性化推進事業費について

(資料1-1に基づき説明)

(観光文化スポーツ部次長)

観光文化スポーツ部の齋藤です。私から2点について説明します。最初に「東京オリンピック・パラリンピック地域活性化推進事業費」の事業概要を説明します。「①事前キャンプ誘致」は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会参加国とのスポーツや文化による交流を通して地域活性化を図るため、県内のスポーツ施設の情報等を掲載した「山形スポーツキャンプガイド」を活用し、県外で開催されるイベント等で事前キャンプの誘致活動を行うとともに、事前キャンプ等の誘致活動を行っている、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン登録を目指す市町村が外国大使館を訪問する際に私ども職員が同行するなどの活動を行ったものでございます。

次に「②スポーツ・文化を通じた交流拡大」の一つ目は、スポーツ大会や合宿、イベント等を県内に誘致し、その観戦と県内観光を組み合わせた「スポーツツーリズム」を推進する組織「スポーツコミッション」の平成30年度の設立に向け、体制整備委員会を開催し、事業の検討等を行ったものです。内容は、体制整備委員会開催経費、県内スポーツ施設の情報収集経費等の経費でございます。

また、東京大会を契機とした県民主体のスポーツ・文化交流を促進するため、県内で開催される外国の文化交流団を招いての交流事業など、4件に対する補助を行っています。

次に「内部評価」を御説明します。

「事業目標の妥当性・達成度」については、ホストタウン登録国数を活動指標に、交流人数を成果指標に設定しております。県内の市町村が積極的にホストタウン登録を目指し、また事前キャンプの誘致活動を行い、村山市において

ブルガリア新体操チームが事前キャンプを行うなど、登録国数、交流人口ともに目標を上回るものとなりました。交流の拡大を図る観点からは、期待する成果があったものと考えます。

なお、施設整備を主目的としたものではないことから、「整備された施設や成果物は十分に活用されているか」については「－」としておりますが、事前キャンプの実施等に当たっては、既存の施設を活用することを前提に取り組んでいるところです。

「事業内容の妥当性」についても、誘致活動や交流事業について、市町村が主体となって事業を行い、県が助成等を行う形で役割分担しながら連携・協力して取り組み、成果を挙げることができたと考えております。

類似の事業はなく、県と市町村は役割を分担して取り組んでいることから、これらの項目については「－」としております。

次に「今後の課題・改善点等」については、相手国と事前キャンプや交流の実施について協定等を締結した自治体は5市、6件となっております。いまだ協定等の締結に至らない市町村やこれからホストタウンを目指す市町村について、引き続き支援を行い、県内全域で交流の拡大が図られるよう取り組んでまいります。

◇バリアフリー観光推進事業費について（資料1－2に基づき説明）

（観光文化スポーツ部次長）

引き続き「バリアフリー観光推進事業」について、御説明いたします。

最初に「事業概要」についてですが、超高齢社会の進展やインバウンドの増加を背景に、高齢者や障がい者、外国人など、誰もが快適に観光を楽しむことができるバリアフリー観光の推進のため、平成29年度においては、宿泊施設のバリアフリー改修費用及び従業員研修等に対し、総事業費の2分の1、550万円を上限に補助を行いました。

また、市町村などが管理する観光地の公衆トイレのバリアフリー改修費用に対して、総事業費の3分の1を、200万円を上限に補助を行いましたほか、県内の宿泊施設・観光施設60軒に対し、バリアフリー化に係る現地調査を実施し、結果を「やまがたバリアフリー観光ポータルサイト」において公表しています。

次に「内部評価内容」について御説明します。

「事業目標の妥当性・達成度」については、全項目について「A」と評価しました。バリアフリー観光は、今後、広く必要とされていくものであり、施設整備などを進めることで、観光者数の確保・増加につながるものであることから、妥当な目標であると考えております。

達成度につきましては、29年度において、宿泊施設に対する補助は、村山地域で1件、置賜地域で1件の実績、公衆トイレに対する補助は、村山地域2件、置賜地域3件、最上地域2件、庄内地域1件の実績となり、県内全域で事業が活用されているものと認識しております。

次に「事業内容の妥当性」については、「活動実績」及び「他部局との役割分担」に係る項目以外は「A」とさせていただきます。

「活動実績」については「C」評価ですが、これは当初の整備目標 14 件に対し、実績 10 件であったことから、達成度が約 71%となり、目標値を下回ったためです。一方、件数の割合については、旅館等におきまして大規模な改修を行った施設もあり、事業としては十分に目標に資するものであったと考えております。

また、「他部局との役割分担」については評価の対象外としておりますが、これは、他部局において類似の事業が存在しなかったためです。対象事業の選定に当たっては、バリアフリー知見者を含めた審査会や、企画提案を実施し、見積書を含めた申請書・提案書を精査したうえで、補助事業や受託業者を選定しました。

次に「役割分担の妥当性」については、県全体を対象とした事業であり、県で実施することが妥当であるため、「A」評価としております。

最後に「今後の課題・改善点等」について、平成 30 年度においては、公衆トイレに係る補助事業を健康福祉部へ移管したことから、他部局との連携を改善点として挙げております。以上です。

(高橋委員長)

まず「東京オリンピック・パラリンピック地域活性化推進事業費」について、御意見や御質問があればお願いします。

(中鉢委員)

この事業について精通していない私にとって評価するのは困難ですが、教えてほしいことがありますので、よろしくお願いします。首相官邸サイトを見たところ、山形県では 8 月 31 日現在で 13 市町村がホストタウンとして登録されていることを確認し、目標を達成されているということで素晴らしいと思います。質問としては、短期アクションプランの目標指標が、「山形駅西口拠点施設及び県内の主要な美術館・博物館等の入場者数」を現状の 35 万人から 79 万人に伸ばすという非常に高い目標設定となっておりますが、この事業に設定されている目標ということでよかったのかということを確認したい。また、この事業により外国の方と交流することで、スポーツや文化に発展させていくという意味合いと思われませんが、これが美術館や博物館の入場者数とつながらなかったの、教えてください。

(観光文化スポーツ部次長)

1 点目の目標指数の点についてですが、現状の数値は、山形美術館などの県内の主要な博物館や県民会館等の施設への来場者数の合計を記載しているものです。目標設定が大きく増えているのは、現在、山形駅西口に総合文化芸術館を建設中で、来年度開館の予定ですが、その総合芸術館が 2,000 席の大規模

のホールを保有する施設となることから、動員数が大きく増えると見込まれ、大きな数字となっているところであります。

2点目については、短期アクションプランの組立てとして、この事業はテーマ1の中の施策5番の「文化・芸術、スポーツの振興」中の一つの事業となっているものです。この事業の目標としては、短期アクションプランの目標よりも、直接は下段に記載している当該事業の活動指標、成果指標を目指すものとなります。

(中鉢委員)

オリンピック・パラリンピックといったスポーツ系と美術館、博物館といった施設が結びつかなかったのが伺ったところでした。短期アクションプランの目標とは別のものという理解をするとよろしいでしょうか。

(観光文化スポーツ部次長)

説明が不足しているところがありましたが、別ということではなく、オリンピック・パラリンピックの開催によって交流人口の拡大が考えられますので、交流人口を拡大していくという点で各種施設を含めて利用者が増えるということでの関連と考えています。

(中鉢委員)

短期アクションプランの目標の人数のカウントには、体育館などの施設の利用者数も含まれるのでしょうか。そのような施設も含まれるということであれば、スポーツに関連して入場者が増えるということは理解できるのですが、なぜ美術館や博物館に直結したのかと疑問に思ったところです。

(観光文化スポーツ部次長)

細かな設定の内容については、資料を持ち合わせておりませんが、先ほどのホストタウンの活動には、相手先の文化を知るという意味で、スポーツと同時に文化の交流もソフト事業の一つとして含まれており、ホストタウンにおける交流の中には、文化交流も含まれています。

(中鉢委員)

わかりました。ありがとうございます。

(高橋委員長)

スポーツの活性化という意味合いではなく、これを契機として山形を訪れる人が増えるだろうということを想定してのものと理解するとよいかと思えます。

(小口委員)

2つ目のバリアフリー観光推進事業については、先ほどの説明の中で、「他部局等との適切な役割分担を行っているか」という設問について、類似の事業が存在しないという理由から、「評価なし」としているという説明があったかと思いますが、オリンピック・パラリンピックの事業については、説明を聞き漏らしたかもしれませんが、「評価なし」となっている理由はなぜでしょうか。

(観光文化スポーツ部次長)

「他部局等との適切な役割分担を行っているか」という設問については、オリンピックを契機とした同様の事業は現段階で想定されていなかったことから、評価なしの「-」の記載とさせていただいたものです。

(小口委員)

その上の、「整備された施設や成果物は十分に活用されているか」という項目について「評価なし」となっていることについての理由はどうでしょうか。

(観光文化スポーツ部次長)

この事業は施設整備をするものではございませんので、事前キャンプであれ既存の施設を活用していくということを想定していることから「-」としております。

(小口委員)

私の感想になりますが、これらの項目で評価をするとすれば、本来、評価なしの「-」の標記ではなく、ピタッと来なくとも、何かしらの評価が必要ではないかと思います。施設であれば「既存の施設を使う」とするのであれば、1年実施しての経過があるので何らかの評価をした方がよいのではないかと。既存の施設でも十分なのであれば、「A」という評価の考え方もあるのではないかと。単年度ごとに事業を進めて、進捗状況を確認し合うという方向が良いと思います。理解不足かもしれませんが、どうしても合わない評価項目であれば、変更を加えながら評価をしていくのが良いと思いますし、できるだけ評価なしとせず、評価をなされるようにした方がよいのではないかと。感想を持ったところです。

(行政改革課長)

今の委員の御意見については、承らせていただきたいと思います。ただ、こちらの評価の様式は全ての事業に共通したものとして作っており、今、御指摘のあった項目はハード整備がある事業を想定して作られている項目となっているものであります。今の御意見も踏まえて、評価の方法については、どのように成果が表せられるかも含めて検討させていただきたいと思います。

(小口委員)

何も評価をしていませんということではなく、ほかの部局で類似の事業はないので、この事業は適切だという評価があっても良いのではないかと思います。

(総務部長)

全体を取りまとめる事務局としての立場から言いますと、極力評価すべきということについては、小口委員のおっしゃるとおりだと思います。私が個別の事業に立ち入った話をするのはどうかとも思いますが、本来、ホストタウンは市町村で行うべき事業なので、市町村との役割分担については県として意識すべきところで、市町村が受けるための役割を県が果たせたか否かは議論の対象となりますので、この項目を「-」ではなく評価すべきというのはごもっともな御意見だと思っています。また、ハードがないので施設の評価は「-」にするということについても、成果物があるのであれば、それは冊子であろうと何でも使うべきではないかということから切り込んでいただくのは結構だと思います。

(観光文化スポーツ部次長)

主体的にホストタウンの指定を受けるのは市町村であり、それをサポートするのが県の役割となるので、市町村と連携して事業を進めているところでありますが、この評価シートへの表し方については、事務局とも相談させていただきたいと思います。

(清野委員)

成果指標のホストタウンとの交流人数について、目標値の250人に対して、実績が8,500人ということで、目標を達成しているので良いとは思いますが、あまりに目標値と差が開いているので、目標設定時にどのような観点から設定されたのか、また途中からカウント方法が変わったりしたのかということをお聞きしたいと思います。

(観光文化スポーツ部次長)

目標の設定につきましては、市町村からホストタウンの申請が政府の事務局になされるので、申請の中で個々の市町村がどのような計画を持っているかということを見ながら、おおむねの数値を算出しております。例えば、キャンプで選手が来られた際に地元の小中学校への公開練習や指導・学校訪問などで交流することがあり、その数値を参考にして算出しております。

実績が大きく跳ねた要因としましては、ブルガリアの新体操チームが村山市にキャンプを張ることになり、公開演技会を行い、それにいらっしゃった方が非常に多かったという要因があるところです。また、酒田市がニュージーランドとトライアスロンで交流しておりまして、呼び出した選手が酒田市の大会に参加されたということもありましたので、想定と異なり、実際には予想外に交流した人数が多かったということでございます。

(清野委員)

30年度以降についても、予想を大きく超えた実績になる可能性があるということになるのでしょうか。

(観光文化スポーツ部次長)

そのように、実績が想定を大きく上回ることもあると思っております。「目標設定の水準が妥当か」という項目についてB評価としているのは、他律的な要因もあり、実績と乖離があることを考慮しまして、どのような目標設定がこれからできるかという課題があることも含めまして、内部評価をBとしております。

(尾形委員)

事業内容の妥当性の設問の中で、「受益者との負担関係は妥当か」という設問がありますが、この事業では、受益者は誰になりますでしょうか。

(観光文化スポーツ部次長)

この場合の受益者としては、私どもではホストタウンの指定を受けている市町村を想定して設定しております。

(高橋委員長)

目標の設定の仕方や、評価をどのような視点で行うのかとか、なかなか難しいところがありますが、評価しないで「-」表記とするのではなくて、できるだけ評価していただくことや、また、評価できないとしてもその理由について記載するというところで理解が得られやすいのではないかと思います。

次に「バリアフリー観光推進事業費」について、御意見や御質問があれば、御発言をお願いします。

(高橋委員長)

活動実績だけがC評価となっており、目標を下回ったということですが、予想外に費用がかかったという説明もあったかと思いますが、予算をオーバーしたということでしょうか。

(観光文化スポーツ部次長)

当該事業は二つに分かれており、宿泊施設を対象とした550万円の補助事業と、市町村等を対象とした上限200万円の事業があります。昨年度初めて実施した事業になりPRも行ったところですが、宿泊施設の場合はあらかじめ計画を立てて改修を行う必要があるため、例えば、お風呂の改修を行う際に、お客様の受け入れのタイミングを考慮して、繁忙期ではない時期に行わなければならないというような要因もあり、宿泊施設に対しての支援は昨年度2件の実績

となったところですが、今年度の事業では倍以上の5件の実績がある状況となっております。

(高橋委員長)

単年度では達成できなかったけれども、長期的には達成できる見込みがあるということでしょうか。

(観光文化スポーツ部次長)

この事業について、次第に御理解をいただいておりますことや、営業施設への支援については、お客様の予約の状況などを考慮しながら計画的にお使いただけ始めている状況かと思えます。

(小口委員)

「活動実績は見込みに見合ったものであるか」という項目についてC評価となっており、14件の目標に対して10件の実績ということでの評価だったとの説明だったが、14件という目標の数値をどのような観点で設定されたのかという点と、実績が目標まで届かなかった要因をお聞きしたいと思えます。

(観光文化スポーツ部次長)

予算額・決算額の欄を御覧いただきますと、「バリアフリー宿泊施設収益アップモデル事業」については29年度からスタートしたものになりますが、事業を組み立てるに当たり、様々な事業者からヒアリングや聞き取りを行って見込みを立てたものでございます。実際には、最初申請をいただいた中から、採択したものの結果的に事業時期が合わずに辞退した案件もあり、件数が落ちていったところです。もう一つは、事業費が大きいものは、事業者の負担も多く必要となりますし、営業時期の問題もありますので、複数年間の中で計画的に実施する必要があるということで、これらの要素が重なったものと考えております。

(小口委員)

目標値を基に評価するという仕組みであろうとは思いますが、事業自体も観光客だけでなく県民も利用できるもので県民にとっても良い内容と思えます。実際に観光に来た方の声なども含めて、内部で評価することもできるのではないのでしょうか。計数で評価することも必要ですが、利用者の声も含めればより良い評価ができるのではないかと思います。有意義な意見があれば次の事業に役立てることもできます。

(観光文化スポーツ部次長)

改修した旅館からは今まで受入れが難しかったお客様に対しても新たに受入れができています等の状況を伺ったり、計画的に受入れを抑えたり、季節ごとの

利用状況を考えながら進めているという話を伺いながら、可能な限りで使いやすくなるよう事業を組み立てているところですが、それらを定量的に数値として持っているわけではありませんので、その視点でお聞きしながら事業を進めていきたいと思っております。

(高橋委員長)

委員からは、数値目標だけではないという意見が出ていますので参考にしてください。観光文化スポーツ部の事業については以上とします。

次に健康福祉部の「福工連携による安心介護モデル創出事業費」について御説明をお願いします。

◇福工連携による安心介護モデル創出事業費について

(資料1-3に基づき説明)

(健康福祉部次長)

最初に事業概要について説明いたします。この事業は二つの事業で構成されており、いずれも介護職員の負担を軽減することを目的に事業に取り組む介護事業所等に対し、対象経費の2分の1を助成するものです。

まず一つ目の「本県のものづくり企業等が有する先端技術を活用したプロジェクトへの支援」については、県内ものづくり企業等が有する先端技術を介護現場に導入し、効率化・省力化を進めるためのものであり、「福祉用具等の開発プロジェクト」と「ICTを活用したプロジェクト」の二つの支援分野を設定しております。二つ目は介護事業所における「介護ロボット等の導入支援」でございます。

次に、活動指標及び活動実績につきましては事業開始の初年度である平成29年度では実施見込み事業所数を15事業所と設定いたしましたが、実績では14事業所での取組みとなっております。

成果指標につきましては、短期アクションプランに基づきまして25年度現在で約17,700人であった県内の介護職員数の目標値を29年度に18,500人と設定しておりましたが、平成27年現在では、それを上回る19,477人が就労している状況でございます。

「事業目標の妥当性・達成度」につきましては、要介護者の家族や施設職員の負担軽減、人手不足への対応策として、本事業としては社会のニーズを適切に反映しているものと考えておまして、評価を「A」とさせていただきます。

なお、「期待する成果が得られたか」と「整備された施設や成果物は十分に活用されているか」につきましては、本事業は、採択から事業完了まで複数年の事業もあり、現段階での評価が困難なため「-」としています。

次に「事業内容の妥当性」ですが、活動実績につきましては、目標事業所数15件に対して、14件、93%の達成となったことから、評価を「B」としております。なお、14件の内訳としましては、福祉用具等の開発が2件、ICT

技術の活用が2件、介護ロボット等の導入が10件となっております。
「支出先の選定」については、学識経験者等で構成される審査委員会を開催し、審査基準に合致するプロジェクトを適切に選定しているため、「A」評価としております。「受益者との負担関係」、「費用・使途」につきましては、福祉用具の開発やICT技術の活用など、事業目的のために真に必要な経費の2分の1を支援するものであり、妥当であるとして「A」評価としております。

次に「事業実施に当たり他の手段・方法等が考えられる場合」、「類似の事業」については、本県商工業の振興や地域経済の活性化に向けて融資制度はありますが、現状、介護市場に参入する本県企業は少ない状況にありますので、本事業は、市場規模の拡大に向けて、本県の介護事業所とものづくり企業が連携した福祉用具開発やICT技術開発などの新たな取組みを支援するものと整理しており、介護市場における参入企業の増加に伴い、現行の補助制度から融資制度などに転換していくものと考えられることから、妥当であるとして「A」評価としております。

次に「役割分担の妥当性」につきましては、モデル的な支援事業であり、現段階では市町村、民間に委ねるよりも県による支援が妥当と考えております。

最後に「今後の課題・改善点等」につきましては、採択から事業完了まで複数年の事業もあり、開発品等の評価は今後実施することとなりますが、導入事例について、今後、効果検証を行い県内の他の事業所への横展開を図る必要があると考えております。

(山上委員)

補足資料としていただいた資料にフローチャートが載っており、福祉用具開発は事業完了まで3か年計画、ICT技術を活用したプロジェクトは事業完了まで2か年計画とされていますが、今回、評価された内容はどの時点まで進んだものか教えていただけますでしょうか。

(健康福祉部次長)

複数年の事業につきましては、昨年度が初年度で開発の途中でありますので、完成した時点で検証を行いたいと考えております。

(高橋委員長)

質問の内容は、この補足資料にあるフローチャートのどこまで進んでいるかということですが、いかがでしょうか。

(健康福祉部次長)

1年目なので研究・開発の段階となります。

(行政改革課長)

事務局から失礼します。前回の経過を踏まえまして、事業内容が分かりにく

いとのことで、委員の皆様には事前説明時に事業内容をまとめた資料を事務局で作成して別途、お渡ししていますが、本日は委員会資料の内容で御審議をいただきますようお願いいたします。

(山上委員)

そうしますと、それぞれのプロジェクトはまだ開発段階での評価ということによろしいですか。

(健康福祉部次長)

この事業は、三つの事業に分けられますが、福祉用具開発は3か年の事業、ICT活用事業は2か年の事業、介護ロボットは1年の事業となっております。1年の事業については昨年度に報告会を実施しておりますが、開発事業については、検証という形ではまだ実施していないところです。

(山上委員)

内訳に福祉用具の開発が2件、ICT活用事業が2件、介護ロボット等導入10件と記載されていますが、介護ロボットの導入は既になされているという認識でよろしいでしょうか。

(健康福祉部次長)

開発途中のものにつきましては、補助事業として事業に基づく報告提出を求めています。今後、成果報告会において開発状況を把握していくこととしております。介護ロボット導入支援事業につきましては、昨年度、10件中9件の事業者に出席いただいて報告会を開催しており、夜間勤務職員の精神的負担が減った、ヒヤリハット件数が減った、介護職員の負担軽減につながったという報告をいただいております。効果があったと考えております。なお、開発段階の2つの事業については途上ということで御理解いただきたいと思います。

(小口委員)

「期待する成果が得られたか」の項目について、評価なしの「-」表記となっております。介護に携わる方の人数を増やしたいとの成果目標の設定ですが、その数値はタイムラグがあるためということだと思います。携わる方の人数の指標も必要だろうとは思いますが、ICT、ロボットを含め、件数が多くなくとも、導入した介護施設で安心して介護サービスが可能となったということであれば、期待する成果が得られたという一面もあるのではないかと思います。人数的には増えていなくても、技術を活用した施設で、大変良い環境になったという評価ができるのであれば、そういった面を評価の中に入れてもいいのではないかと思いますので、極力「-」は無くした方が良いと思います。何を成果として期待したのかという意味でとってしまう人もあるかと思いますが、

そうした観点から評価しても良いと思うので、御検討いただきたい。

(健康福祉部次長)

本事業には複数の事業が含まれており、3か年にわたる事業もありましたので、「-」としているところです。単年度の事業もあり、介護ロボット導入事業では夜間に入居者の睡眠状況や覚醒状況を判別し、起き出したか眠っているかを夜勤従事者が分かる内容になっており、夜勤の心理的負担が非常に減ったと前向きな評価があったので前向きに捉えておりますが、評価をどのようにするかにつきましては、私どもだけでは決められないので、担当課と検討させていただきたいと思います。

(高橋委員長)

個人的な感想ですけれども、ロボットやICT活用と、最終的な成果指標が介護職員数になっていることが直接結びつくのかということだと思います。職場を改善していくことと、介護職員数を増やしていくことが直接的に結びついていないように見えるところで、この成果目標が出ていることが問題で、おそらく成果目標のとり方を先ほど意見にあったように現場の効率化とかそういう観点を取り入れた方が分かりやすいのではないかと思います。

(健康福祉部次長)

介護現場について、介護人材の不足をなくすための一つとして、介護現場を理解してもらうこと、また、介護は大変だというイメージ、あまり給料が高くないというイメージから離職率も他の職種より高いこともあり、勤務軽減は介護人材の不足の対処に効果的と考え、このような指標設定としたところです。

(高橋委員長)

わかりました。

(中鉢委員)

介護ロボット等を導入して、現場の職員の業務負担を減らすことは非常に良いことだと思います。今あったように、非常に離職率の高い事業所が多いと聞きますが、介護職員数を増やす中に外国人労働者は含まれていますでしょうか。

(健康福祉部次長)

外国人労働者については、経済連携協定（EPA）の制度を使った実習生8名がこの数値に入っています。

(中鉢委員)

そこを増やしていく考え方はありますでしょうか。

(健康福祉部次長)

外国人の人材活用については、いろいろな福祉施設について非常に関心があるところでもあり、EPAに限らず実習等の様々な形で、危惧もある中で、勉強会、セミナー等を通じて今後、勉強していきたいと思います。

(小口委員)

離職する方がおり、労働条件の厳しさもあるということでしたが、若い人の県外流出や、県内で職業を求めるとしても県外に出てしまうという問題も考えると、労働条件の充実が必要だと思います。介護関係の学校を出てその分野に就職したいという人は少なくないと思います。お年寄りのお世話をしたいという思いで専門学校に行って就職しても、思いと現場がマッチングせずに離職するケースも少なくないと思います。携わる労働者の数を増やしたいと取り組む中には、県内の優秀な若者のことも入ってくると思うので、直接数字にカウントできるか分からないが、根底にはそうしたものがあると思うので、自身と誇りを持って働ける介護職場となるよう検討いただきたいと思います。負担を軽減するだけでなく、きちんとした条件の中で労働できるというのも大変重要な要素だと思うのでよろしくお願いします。

(健康福祉部次長)

介護職員に対するサポートプログラムとして総合的に理解促進から就労支援、離職防止、負担軽減といった施策を総合的に展開しているところですので、若い頃から理解していただき、積極的に従事していただき、また離職しないで勤めていただけるよう力を入れてまいりたいと思います。介護職員報酬については、国でも処遇改善の動きもあり、給与改定もあるので処遇改善に努めていきたいと思います。

(高橋委員長)

介護職員の確保は日本では非常に難しく、ましてや人口減少県である山形では非常に難しい問題となっていますが、この事業もその対応のための一つとして御理解いただければと思います。

(健康福祉部次長)

なお、処遇改善の加算をとるために県でも支援しております。

(高橋委員長)

ありがとうございます。「福工連携による安心介護モデル創出事業費」については以上とします。次に商工労働部の事業に移ります。

「届けよう山形の魅力プロジェクト事業費」及び「中小企業スーパーターナルサポ事業費」及び「非正規雇用労働者正社員化・所得向上促進事業費」について説明をお願いします。

◇届けよう山形の魅力プロジェクト事業費について（資料 1－4 に基づき説明） （商工労働部次長）

今、委員の皆様にご配布させていただきましたが、県では県産品のブランド力向上を図るため、「上質ないいもの山形」としてブランドコンセプトを作り、ブランドマークを作成して、県産品全体の付加価値を高めるため取組みを進めております。今回の「届けよう山形の魅力プロジェクト事業」では、山形県産品のブランド力向上と本県産業の付加価値拡大として3つの事業を展開しています。

一つ目の「山形ブランド特命大使の活動を通じた山形の魅力の国内及び海外への発信」につきましては、国内外で広く活躍している山形を代表する著名人の方々25名を「山形ブランド特命大使」に任命しております。その特命大使の方々には、メイドイン山形の様々な取組みの情報を提供、意見交換を図り得ながら、日常の活動の中で情報発信活動を行っていただいております。

二つ目の「平成28年度に策定した『メイドイン山形』のブランドコンセプトを踏まえたプロモーション活動」については、平成29年度はプロモーション初年度としてメインコンテンツとして、戦場カメラマン渡部陽一さんを監督に起用して「ものの婦」のタイトルで県内のものづくりに携わる女性を描いたPR動画を制作しました。県内の四つのものづくりに関連する企業の、特に女性の手先の細やかな技術をPRする動画ということで制作し、上質な山形をアピールしたところです。また、ものづくりPR動画を御覧になった方から県産品に興味を持っていただき、実際に購入していただく流れを作るため、PRするためのウェブサイト「いいもの山形」を立ち上げ、その中で県産品が購入できるように通販サイト「とっておき山形」とリンクし、実際に県産品を購入できる環境を整備いたしました。

三つ目の「関西圏へのアンテナショップの整備に向けた調査検討」につきましては、大阪市阪急梅田駅に商品売れ筋を調べる期間限定のアンテナショップを設置し、12日間で県産品の販売アンテナショップを実施しました。関西でも山形のお米、お酒は著名であり、農産物と併せて色々な工芸品もPRさせていただいたところです。

次に「内部評価内容」を説明いたしますが、本事業は複数の事業グループで構成されておりますので、事業評価にあたっては、その中の主要な事業グループ「県産品ブランド力強化推進事業」について活動指標、成果指標を設定し、評価しています。

「事業目標の妥当性・達成度」については、質の高い山形県産品の魅力が十分に伝わっていない現状を踏まえ、本事業を実施する必要性は高いと考え、評価「A」としております。

また、プロモーション活動の実施により、メディアへの露出は大分増加しており、ブランド総合研究所が実施する「地域ブランド調査」における47都道府県の産品購入意欲度が順位づけされております。平成28年度は29位でした

が、平成 29 年度は 22 位まで上昇しており、一定程度の成果は得られていることから「期待する成果が得られたか」については評価を「A」とさせていただいております。

次に、「事業内容の妥当性」につきましては、個人に直接情報を届けることができるウェブ媒体を中心に情報発信を行い、PR 動画については再生回数が 110 万回を超えており、着実に PR を図ることができたと考えております。また、他部局等のイベントにおいてブランドマークを掲示した PR を連携して実施するなど、県組織内部で連携・協力しながら進めておりますことから、該当する項目で、評価を「A」とさせていただいております。

次に、「役割分担の妥当性」については、県産品全体のブランド化事業であるため、市町村の協力は欠かせませんが、県が中心となって進めることが効果的な事業と考えています。また、事業実施に当たっては、県が方向性を確立したうえで、プロモーション事業の専門家である民間事業者に委託していることから、評価「A」とさせていただいております。

次に、「今後の課題・改善点等」については、実際に県産品が売れることが重要なポイントと考えており、情報発信媒体の拡大や実際に購入したいという商品と消費者を結びつけるツール、PR 動画や施策だけでなく、ウェブサイトや様々な形で媒体に結びつけながら交流していただける環境を構築していくことが大切だと考えています。県民の皆様からもこうした活動に理解いただけるよう、ブランドマークの認知度を高めていくこと、更には実際に生産者、産地組合と強力な連携をして、それぞれの展示会、物産展等でブランドマークを活用して販売促進活動を実施していただくことにより県全体で一丸となった取組みを加速していきたいと思っております。「届けよう山形の魅力プロジェクト事業費」については以上です。

◇中小企業スーパーTOTALサポ事業費について（資料 1-5 に基づき説明） （商工労働部次長）

次に「中小企業スーパーTOTALサポ事業費」について御説明いたします。

本県中小企業・小規模事業者の付加価値額向上のために実施をしております、四つの事業で構成されております。

まず一つ目「研究開発等支援事業」は、中小企業が行う市場調査や研究開発等の取組みに対して 500 万円を上限に補助しております。二つ目「設備投資等促進事業」は、中小企業が行う設備投資に対し 750 万円を上限に補助しております。三つ目「コンサルティング活用販路開拓等支援事業」は、中小企業がコンサルティング会社等を活用して行う販路開拓に対し 250 万円を上限に補助しております。四つ目「小規模事業者持続的発展支援事業」は、小規模事業者が行う販路拡大等の取組みに対し 37 万 5 千円を上限に補助しております。

これらの事業は、国で実施しております「ものづくり補助金」や「小規模事業者持続化補助金」といった施策と連動しており、国の施策で不採択となったものについてカバーし、計画をブラッシュアップして、県のスーパーTOTAL

サポ補助事業で支援していくという構成となっています。

「内部評価内容」ですが、事業目標としては、「中小企業スーパーTOTALサポ補助金」による支援企業の売上増加額について、平成32年度までに累計60億円を目指すこととしています。国の「ものづくり補助金」、「小規模事業者持続化補助金」による効果を含めた売上増加額では累計100億円と設定し、その達成に向けて取り組んでいるところです。

「事業目標の妥当性・達成度」ですが、妥当性に関する3項目については、「ものづくり補助金」及び「小規模事業者持続化補助金」の採択件数は共に東北第1位となっておりますことから、これらの事業を補完する本事業のニーズは高いと考えており、26・27年度の設備投資等促進事業の採択企業75社で約39億円の売上増があったという調査結果が出ております。4年で売上100億円増加させる目標は妥当と考え、3項目とも「A」評価としております。

「成果が得られたか」については、事業実施後の決算書等の確認が必要でありますので、これが31年4月以降の段階で実績を確認して評価をしたいと考え、評価を「－」としております。

「整備された施設や成果物は十分に活用されているか」については、現地検査により、整備された設備が稼働していることを確認済みのため、十分に活用されているとして、「A」評価としております。

次に「事業内容の妥当性」についてですが、活動見込みについては、300件の見込みに対し、313件の採択を行っており、「A」評価としております。

「支出先の選定」につきましては、4事業全てにおいて外部有識者を入れた審査会により採択企業を選定しております。選定は妥当であると考えており、「A」評価としております。

「受益者との負担関係」、「費目・使途」については、「ものづくり補助金」及び「小規模事業者持続化補助金」より、補助率及び補助上限額を低く設定しております。補助対象経費がこれら国事業と同様であることから、適切であるとして、「A」評価としております。

事業実施に当たり、基本的には商工会、商工会議所と関連する産業支援機関のバックアップを得て取り組んでおりますので、関連する項目につきましても有効かつ効果的に事業を実施できますことから、「A」評価としております。

次に「役割分担の妥当性」につきましては、当事業は、本県の商工業振興のため、広く県内中小企業・小規模事業者に対して行う事業であり、市町村や民間等に委ねることができないため、「A」評価としております。

「今後の課題・改善点等」ですが、売上げの伸びていない企業も採択事業に含まれておりますので、フォローアップ事業を平成30年度に創設し、過去の採択者の取引拡大や経営基盤強化等の支援を行うこととしております。

◇非正規雇用労働者正社員化・所得向上促進事業費について

(資料1-6に基づき説明)

(商工労働部次長)

次に「非正規雇用労働者正社員化・所得向上促進事業費」についてですが、本事業は三つの事業で構成されております。まず一つ目「正社員化促進事業」は、40歳未満の非正規雇用労働者を正社員化した場合に、奨励金を支給する制度です。二つ目「処遇改善促進事業」は、同様に、非正規雇用労働者の賃金を増額した場合に奨励金を支給するものです。三つ目「若年非正規労働者正社員化支援事業」は、45歳未満で正社員求職中の方を対象に、キャリアカウンセリング、研修や職業紹介を一体的に実施しながら、正社員化を目指すものであります。

次に「内部評価内容」ですが、特に主要な事業グループ「正社員化促進事業」について、活動指標、成果指標を設定し、評価しています。

「事業目標の妥当性・達成度」については、非正規雇用労働者を正社員化するに当たり、事業主の経済的負担を軽減することにより、昨今の人手不足のなか、事業主による労働力確保に大いに寄与しているものと考えており、評価を「A」としております。

「整備された施設や成果物は十分に活用されているか。」につきましては、具体的な成果物がない状況ですので「-」としています。

また、「事業内容の妥当性」については、先ほどの活動実績で目標300に対して295ということで評価は「B」としています。

それ以外の項目については、国の「キャリアアップ助成金」に県の上乗せ補助という形となっており、制度の妥当性については国の制度が前提となっておりますので、ここについては県としての評価を入れずに「-」としています。

「役割分担の妥当性」については、県とキャリアアップ助成金を担当する山形労働局が連携し実施することにより、妥当と判断し評価を「A」としております。

最後に「今後の課題・改善点等」について、県もこうした施策をHPで周知しているところですが、小規模事業者の方々に伝わっていない部分もありますので、より幅広い情報提供を差し上げるとともに、特に小規模事業者については、今回の事業に関する申請手続きについて非常に負担がかかるということがございますので、そうした点を考慮し、今年度から普及推進員を配置してきめ細やかなフォローを行うこととし、引き続き、この事業の拡大を図っていくこととしたいと考えています。説明は以上です。

(高橋委員長)

まず、「届けよう山形の魅力プロジェクト事業費」について御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

(尾形委員)

「事業目標の妥当性・達成度」の評価に関する説明ですが、制作した動画が110万回再生を超えたということですが、そちらに対する反応は確認していませんでしょうか。

(商工労働部次長)

110万回の再生回数そのものに対する評価よりは、動画を観た方から色々な御意見をいただいたところです。山形のものづくりの水準が大変高いと興味を持ったとの御意見や、何処に行けば買えるのかという御意見もいただいております。興味を持っていただいたということで、動画の発信効果はあったと捉えているところです。

(尾形委員)

再生回数よりも反応の方がこの事業の評価につながると思うので、それらを評価に反映していただいたら良いと思います。

受益者の方たちが県産品販売の活動を行っていると思いますが、その方たちは利益を確保できていますでしょうか。

(商工労働部次長)

県産品プロモーション活動は、今生産されている商品の更なる付加価値の拡大を目指しているものですので、最終的には生産者側の利益増につながっていく取組となっておりますが、現時点でこの事業でどれだけ利益が上がっているかについては捉えていませんので、今後、事業を実施しながら捉えていく必要があると考えております。

(高橋委員長)

動画の再生に関するコメントがどういうものであったか、実施状況だけではなく、具体的な評価の中身を知りたいという意見が出てきているので参考にしてください。

次に「中小企業スーパーTOTALサポ事業費」について御意見を申し上げます。

(中鉢委員)

予算額が6億4千万円と非常に目玉の事業だと感じています。「今後の課題・改善点等」について売上が伸びている事業者もいれば、伸びていない事業者もいると記載されていますが、売上だけで効果を確認するのではなく、販管費が減少した、仕入れ費が減った、工数、仕事にかかる時間が減ったということも効果があったと考えられるので入れていただければと思います。

(商工労働部次長)

今お話のあった点など、経営改善については、色々な要素がありますので、しっかり評価していきたいと思います。

(清野委員)

私も小規模事業者の一人として、周りにも小規模事業者持続的発展支援事業を利用した方が2、3人おり、浸透してきていると感じています。先ほど説明のあった中小企業庁の事業の採択を受けられなかったものの受け皿となる県の支援ということですが、国と県の事業を合わせた採択率はどのような状況でしょうか。

(商工労働部次長)

細かい数字まではすぐには分かりませんが、国の事業で全体の5割程度が採択を受け、不採択者のうち200ぐらいの事業者から申請があり、その8割は採択を受けるので、全体では約8割の採択率となっています。

(清野委員)

商工会や経営指導員の助言を得ながらということですが、全県平均してバランスよく採択がなされているのでしょうか。

(商工労働部次長)

申請は各商工会、商工会議所から上がってきますが、一元的に審査していますので、基本的には一律の基準で公平に審査、採択されています。

(清野委員)

全体としては公平であろうと思いますが、ある町の経営指導員が積極的に事業を紹介する一方で、別の町ではあまり積極的でないなど、上がってきたものに対する地域における差が生じていないかということをお聞きしたいと思います。

(商工労働部次長)

国のものづくり補助金など、全県的に申請数等を高めるため、各総合支庁に配置した地域コーディネーターが、商工会、商工会議所と連携しながら掘り起しや、サポートをさせていただいています。不慣れな経営指導員がいらっしゃれば、地域コーディネーターがサポートしてネットワークを組みながら取り組んでいますので、そうした話があれば、お寄せいただき、バックアップ体制を設けていきたいと考えております。

(清野委員)

今後、国で「ものづくり補助金」等が打ち切られるようなことがあっても、県ではこのような事業を独自に進めていただきたいと思います。

(小口委員)

中小企業が元気になり、ものづくりを含めて頑張っている方が正社員として頑張るといった職場状況が生まれることは山形の魅力につながっていくと思

ますので、是非、継続していただきたいと思います。また、動画も含め、テレビ、マスコミ、金融が連携して、魅力の発信も行いながら、一緒になって山形県の状況を活性化していく取組みが必要だと思います。連合山形でも知事との対話として若者との対話の機会を設けさせてもらいましたが、ソーシャルカレッジでトータルジョブサポートを設けても、実際に働いてみたらミスマッチだったという話は生じると思います。学び直しができる機会が作れないかといったことも一緒に知恵を出してほしいと知事にも話しましたのでよろしくお願いしたいと思います。

(高橋委員長)

次の事業についての発言も含まれていましたが、「中小企業スーパートータルサポ事業費」については期待も大きいので、是非、頑張っ続けていただきたいという御意見だったと思います。

では、「非正規雇用労働者正社員化・所得向上促進事業費」について御意見をお願いします。

私から一つお聞きしたいのですが、この事業については、労働局のキャリアアップ助成金があり、この事業による助成金とどういう役割分担としているのか、上積みということかを確認させてください。

(商工労働部次長)

基本的には厚生労働省のキャリアアップ助成金に県の補助金を上乘せしております。県の交付要件は国のキャリアアップ助成金に合致するものとなっております。

(高橋委員長)

山形県の人口流出を考えれば、是非とも頑張っしてほしい事業だと思います。商工労働部の事業は以上とします。次に県土整備部の事業に移ります。

「河川流下能力向上対策事業費」について御説明願います。

◇河川流下能力向上対策事業費について（資料 1－7に基づき説明）

(県土整備部次長)

「河川流下能力向上対策事業費」ですが、まず目的については、近年多発化・激甚化している集中豪雨に対応し、県管理河川の洪水被害を未然に防止するため、河川に堆積した土砂や支障木の撤去を集中的に実施しております。

「事業目標の考え方」としましては、まず実施箇所を、家屋や商業施設等が密集して河川の氾濫により甚大な被害が予想される市街地と市街地近郊、それら以外でも土砂や支障木などによる閉塞が著しい地域、また、要配慮者の利用施設に影響のある箇所、洪水被害を受けやすい川の屈曲部、流木がひっかかりやすい橋梁部などを中心に、成果指標として掲げていますが、160kmを抽出し、平成 29 年からの 5 年間で対策を打つこととしています。

本事業は「予算・決算額」欄に掲げる複数の事業を総合的に活用して実施しており、事業評価に当たってはこれら事業全体について活動指標、成果指標を設定して評価しています。

29年度の「内部評価内容」を説明いたします。「事業目標の妥当性・達成度」については、地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨の増加や、河川内の経年的な堆積土と支障木の増加に伴う河積の障害の拡大等による洪水被害を防ぐため、早期対策を図る必要があります。平成29年度は堆積土砂の撤去と支障木の伐採を合わせて45.3km実施しており、目標値を上回っています。

なお、先の8月5日、6日には最上、庄内地方を中心として大きな豪雨がございました。それは過去の浸水被害時の雨量を大きく超える雨量となりましたが、この事業によりまして、土砂や支障木の撤去を実施していた箇所では浸水被害が軽減され、期待する成果を得られていることが確認されております。

2枚目の資料を御覧ください。代表例として、鶴岡市、庄内町を流れる京田川の事例を説明いたします。平成28年度8月に台風による豪雨により鶴岡市の千原橋付近で床上浸水、床下浸水18棟の被害が発生しました。資料であふれた水の痕跡を示していますが、あふれた原因が堆積土や支障木による流下能力の低下によるものであったことから、緊急的に土砂等の撤去を行ったところです。上段中央の写真が千原橋周辺の土砂撤去前の状況の写真で、上段右側の写真が土砂撤去後の状況となります。また、下段に降水状況をグラフでお示ししていますが、図1は平成28年8月豪雨時のもので、水色の棒グラフで示している24時間雨量が136mm、千原橋下流の三和観測点の水位を青い線で示していますが、氾濫危険水位（赤線）を超える3.5mとなり、流量が毎秒101.2m³となっております。次に、今年の8月5日からの豪雨の状況ですが、2年前の8月に発生した洪水の規模を超えたものの、床下浸水3棟だけと浸水被害を大幅に軽減しており、堆積土、支障木撤去の効果が確認できたところです。右下の写真4は千原橋下流の出水状況を示していますが、今回は浸水の痕跡は確認できませんでした。また、下段右側の図2に降水状況を示していますが、雨量、水位共にかなり上がっておりますが、先ほど申し上げたとおり被害は軽減されたところです。

次に「事業内容の妥当性」については、経費を堆積土砂の撤去費等の必要不可欠な費用に限定しているため、妥当と評価しています。

次に、「役割分担の妥当性」については、河川法上、河川は県が管理することとされており、県が実施することは妥当と評価しています。

次に「今後の課題・改善点等」については、「流下能力向上計画」に基づき計画的に事業を継続することを考えており、より効果的な対策として課題や改善点を反映した「河川堆積土・支障木対策マニュアル」を作成し、事業を推進していくこととしています。以上です。

(中鉢委員)

写真の場所(京田川)は私もよく仕事で通る場所なのでよくわかります。こ

の事業は川を広くして流れを良くし、氾濫を防ぐ事業という理解でよろしいでしょうか。

(県土整備部次長)

はい、支障木を取り除いて川の流れを良くするものです。

(中鉢委員)

今年は水に泣かされた方が非常に多いと思いますので、この事業は継続していただき、可能であれば予算を拡大していただいて安心して暮らせる山形県にさせていただきたいと思います。

(小口委員)

私も戸沢村にボランティアで入りましたが、停電になり排水ポンプが作動しなかったそうで、2回目の豪雨でまた何うと、国交省で設置した排水ポンプが、土砂や流木が詰まってセンサーが反応せずに作動しなかったということがありました。毎年豪雨が来るのではないかと思うぐらい気候変動がありますので、こうした河川における土砂を県で処理をする事業は必要な事業と思います。

そこで評価と関連しますが、例えば戸沢村の蔵岡地区の被害の対応などで、県の方が足を運ぶ際には、地域の方の情報をお聞きしながら事業を進めていただくと、県が行っている事業について理解が広がっていきますし、要望があれば声を出してみるかという更なる事業の充実も期待できると思いますので、よろしくお願ひしたいです。

(県土整備部次長)

蔵岡地区では被害も大きく、2回も被災し、住民の方々は大変な思いをなされたと思います。1回目も含め、2回目も雨の降り方がこれまでと違ってきています。それに伴いハザードマップの見直しを行っているところですし、2回目については、排水ポンプもかなり台数を持ち込んで排水したが間に合わなかったところですし。

現場に足を運んで色々な形で御意見を賜ってということにつきましては、知事もすぐに伺いましたし、私どもも現場の方々とはよく話をして、これから抜本的な対策が必要ではないかとも考えており、いろいろなことを聞きながら進めてまいりたいと思います。

(高橋委員長)

ありがとうございました。まだ御意見のある方が他にいらっしゃるかもしれませんが、時間の都合上、次に進めさせていただきます。

「(2) 情報公開・提供の検証、見直しについて」事務局から説明をお願いします。

(2) 情報公開・提供の検証、見直しについて（資料2-1により説明）

(行政改革課長)

「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会（見える化委員会）報告書」についてご報告させていただきます。

報告書に至るこれまでの経緯について簡単に御説明申し上げます。昨年3月に策定した「山形県行財政改革推進プラン」では、県民視点に立った県政運営の推進を大きな3本柱の1本として掲げています。県民との対話、県政運営の透明性の確保に向けまして情報公開の取組みを推進することとしております。特に県政の透明性を一層確保する取組の具体化につきましては検討課題としていたところでございます。また、平成9年12月に制定した情報公開条例が20年の節目を迎え、この間、個人情報保護の関心が高まっていること、ICTの発達等、社会情勢も大きく変化してきたところです。このような状況を踏まえまして、本委員会でも昨年御説明申し上げましたが、県の情報公開・提供全般につきまして別の第三者委員会、通称「見える化委員会」を設置しまして、これまで検証してきたところです。この度、課題となっていた11テーマごとに必要なルール、若しくは運用の見直しの改善案がまとまりましたので、報告書の概要に沿って、主な見直しについて御説明申し上げます。

説明につきましては、A4版2枚の概要版で御説明申し上げます。

第1章「情報公開」につきましては、不開示情報の基準について検証いたしまして、不開示情報としていた「行政執行情報」の具体化が提言されております。また、開示・不開示の判断につきまして、現在も県への情報公開請求がありますが、ほぼ不服申し立てがないという状況を踏まえまして、まずは今の運用の考え方については見直しまでには至っておりません。しかしながら、その判断基準につきましては社会情勢の変化等により変わる可能性もあるということと今後判例などの情報収集、研究していくことと提言されているところです。

第2章「文書管理」につきましては数多くの視点で見直しが提言されておりますが、文書管理規程として内部規範で規定していますが、県民の知的財産である公文書がそうした位置づけとなっていることについて上位のルール、条例で制定することとされたところです。

また、管理に関する規定はあるものの、作成に関する義務規定はないことから、作成義務、作成範囲を明確にすべきということ。文書管理システムの導入についても今回提言されております。これにつきましては、文書管理の効率化、国でもいろいろと問題になっておりますが、文書改ざん防止のために新たな文書管理システムの導入が必要ではないかという提言を受けています。ここについては膨大な予算と体制が必要なため、近々にできるものではなく、時間が必要となるものと認識しているところです。

第3章の「歴史公文書の保存」につきましては、山形県は東北各県に比べて歴史公文書が非常に少ないという実情があることを踏まえまして、選定基準、選定項目の見直しを行うことと、レコードスケジュールということで保存期間

満了前のできるだけ早い時期に公文書として残すか否かを事前に決めておくという取扱いに移行してはどうかという内容でございます。

第4章「事故・事件が発生した場合の公表」につきましては、山形県内で発生する事故・事件につきまして、それぞれの事象に合った公表基準が現在作られていない状況もあり、公表の取扱いが不統一であるとの御意見を踏まえ、公表方法、時期等について定めたガイドラインを策定したところでございます。さらに「職員の不祥事案件に係る公表基準」、「山形県子育て推進部所管県立入所施設事故等公表基準」につきましては、近々に必要な状況もございましたので、ガイドライン策定前に策定したところです。

第5章「災害が発生した場合の公表」につきましては、大規模災害が発生した場合に、今一番問題となっている、避難者、行方不明者、安否不明者、死亡者の個人情報をごとまで公表できるのかという課題があり、全国的にも統一した考え方が国からも示されず、自治体でそれぞれ定める必要があることから、近年災害が頻発している状況を考慮し、ガイドラインを策定したところです。

第6章「広聴案件に対する対応状況の情報提供」については、県に広聴案件として意見、苦情、要望等、様々なものが年間千件以上届く中で原則回答、原則公開を徹底するものです。ただ、中には個人情報等があるため公表できないものもあり、全てに応えるわけではありませんが、できるだけ公開していこうとするものでございます。

第7章「会議等の公開」については、審議会、附属機関、要綱に基づく協議会は原則公開と決まっていますが、個別の決裁に基づく協議会、単発の協議会も公開対象に含むこととするものです。

非公開については、その中でも不開示情報として個人情報、企業情報等がありますので、そうした不開示情報に基づいて非公開とする場合は、その理由をホームページ等で明示することで徹底していきたいと思います。会議の公開につきまして県でどのような会があるか、どのような理由で公開、非公開としているかをこの議論の前段で全て調べております。その中で運用を精査した結果、20の会議については公開、一部公開に改善がなされたところです。

第8章「庁内会議の記録の作成・保存」につきましては、庁内会議の記録作成義務の明確化。また、庁内会議は、県内部の職員だけの会議のうち、県の政策、重要な意思決定に係る会議について、後からどのような経緯でそのようなことが決まったかを検証しなければならないという考えの下、原則として会議録を作成することとしたものです。

第9章「記者発表などによる情報提供」については、県民ニーズの高い分野等、各部局の新規施策、重点事業について情報発信を強化しようとするものです。

第10章「県が保有する行政情報の積極的な提供」については、現在の行政情報センターについて、どういった資料があるかを積極的に情報発信していくものです。

第11章「オープンデータなどの推進」につきましては、ホームページで統

計情報を公表していますが、より利用していただくため、公表数を増やしていく、利用者が加工しやすいようにデータ形式を置き換えていくというものです。

以上が今回の報告書で提言されている内容となります。報告書の内容は以上ですが、報告書を受けて、県では改善案に沿って12月までをめどに運用の見直し、ルールの整備を完了したいと考えています。

改善案につきましては、予算、人員が必要な改善案も提示されており、そうした取組については、時間、予算確保が必要となるため、必要に応じて進捗状況を本委員会でチェックしていきたいと思っております。以上でございます。

(高橋委員長)

ただ今の説明について、御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

(小口委員)

9ページの第6条の不開示情報についてですが、国等関係情報については委員会で審議されてなくしていく方針だと思われまので、それはそのとおりだと思います。「国や市町村との協力・信頼関係を損なうおそれのある情報」とはどういう情報だろうと思いつながりながら見ていました。不開示情報はこういったものなのかということは引き続き検討が必要だと思います。⑥行政執行情報についても、どういうものなのか疑問に思ったところです。

(学事文書課 文書法制主幹)

行政執行情報の内容につきましては、資料の13ページを御覧ください。山形県条例と青森県条例と国の情報公開法を比較して記載していますが、「行政執行情報」については、規定の仕方が青森県、国に比べて本県の規定がざっくり記載されており、詳細に規定した方が分かりやすいという趣旨から、条例の規定を改正しようと考えたところです。

「国等関係情報」については、国から情報を得たものについて、勝手に出してしまうのは不都合があるものも中にはございます。そうしたものを本県条例で定めているところですが、青森県、国の情報公開法では規定箇所が異なっている等の状況があり、大きく内容を変えるわけではありませんが、規定を国や他県に合わせておくことで判例などを参考に参考にする際に参照しやすいメリットを考慮して改正するものです。資料では国等関係情報を削除するという書き方をしておりますが、開示するという趣旨ではなく、分かりやすいように改正するというものです。

(高橋委員長)

他に意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。今の時代はスピードが要求されるのでごく大変だと思ったところです。

「(3) その他」について事務局から何か議事がありますか。

何もないようですので、本日の議事は終了し、事務局へお返しします。進行

に御協力いただきありがとうございました。

4 閉 会

(事務局)

ありがとうございました。三浦改革推進監から一言御礼を申し上げます。

(総務部改革推進監(兼)次長)

本日は誠にありがとうございました。事前に頂戴していた時間を超過して御意見をいただきましたこと感謝申し上げます。評価のスタンスとして極力「一」をなくし、評価を試みるべきであること、件数にこだわらずに質的なものを考えるべきであること、動画の再生回数だけでなく視聴者の御意見を含めて評価すること、数字を追う場合でも売り上げだけでなく、販管費や仕入費、工数等を見るべき、どういう時点で評価したものかをしっかり意識して評価すべきではないか等のお話もいただき、大変勉強になりました。改めて御礼申し上げます。

いただいた御意見につきましては、今後のより良い事業展開と今年度の予算編成につなげてまいりたいと考えています。次回の委員会では事務事業評価としては最終回として7事業の評価と公社等の総点検について改めて取組状況について御報告申し上げます。今後とも皆様の御忌憚ない御意見と御指導をお願いいたします。

(事務局)

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。長時間に渡りありがとうございました。